

「生鮮又は冷蔵のくろまぐろを輸入する場合の取扱いについて」等の一部改正案に対する意見公募手続の結果について

令和5年3月20日
経済産業省
貿易管理課

「生鮮又は冷蔵のくろまぐろを輸入する場合の取扱いについて」等の一部改正案に対する意見募集について、令和5年1月18日から同年2月17日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	しない方が良いと思います。	御意見ありがとうございます。業務・手続きにおけるFAXの利用の見直しは、テレワークの推進や業務効率化を図る観点から、行政機関や社会全体のデジタル化を目指す政府全体の取り組みです。
2	<p>改正部分について全般的に、従前と同様に、FAXでの書類受付を可能なままにされたい。</p> <p>今回の改正では、書類の提出について、電子メールの利用を行うようにし、FAXの利用を止める、という変更が行われているが、この変更については反対である。</p> <p>日本国内の電子メールについては、電気通信事業者等の電子メールサービスを提供している事業者の多くが、インターネットの他メールサーバとの電子メールの送信・受信についての通信について、TLSでの保護(SMTPoverTLS、STARTTLS)を行わない状況が依然として存在するので(※送信についても、である。経済産業省等が対応していれば認証局証明書を導入せずとも電子メールのTLSでの暗号化が可能なのに、対応があるサーバに対してもTLSを用いず平文での送信を行う設定になっている事業者が多いのである。もちろん、電気通信事業者がその様な状態である事は、個人情報保護法やサイバーセキュリティ基本法に反する状態である。)、電子メールの利用は、盗聴・改竄を受けやすいものになっている。</p> <p>また、事業者におけるDKIMの導入もあまり率が高くないので、電子メールの送</p>	御意見ありがとうございます。業務・手続きにおけるFAXの利用の見直しは、テレワークの推進や業務効率化を図る観点から、行政機関や社会全体のデジタル化を目指す政府全体の取り組みです。経済産業省の所管する行政手続については通則的に、経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年経済産業省令第八号)第4条第3項第3号において、従前から「電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)により送信する方法」を認めており、今般の改正もそれに準じています。ご理解、ご協力をいただけますと幸いです。

	<p>信元についての確認について不安が大きい状況も存在する。</p> <p>この様な状況下では、手続においては電子メールよりも FAX の使用を行う方が安全と言えるのであるが、その様な事情が依然として存在するのに、FAX の使用を止めて電子メールの利用を行えるようにする、というのは不適切であると考える。</p> <p>事業者には依然として FAX を用いれるようにするのが適切と考える。</p> <p>電気通信業界の状況が改善するまでは、従前のように FAX での受付を可能なままにしておきたい。</p>	
3	<p>改正を機に、法人である事業者については法人番号の記載を行わせるようにされたい。</p> <p>経済産業省だけでなく色々な行政機関が食品輸出入には関係するが（特に国際的な保護対象になっているくろまぐろ等についてはより一層に）、その場合、提出書類に法人番号の記載があるのが望ましい（そして、何らかの画像データ（会社法人等番号等が記載された書類の写し等）としてではなく、番号としての扱いがなされるものであるのが望ましい。）。</p> <p>経済産業省貿易経済協力局がちゃんと法人番号を記載させるようにする事で、何もかも望ましくなるのであるから、ちゃんと、法人である事業者については法人番号の記載を行わせるようにされたい。</p>	<p>外為法に基づく申請手続に係る法人番号の記入については、電子申請においては導入されているところです。</p> <p>今後とも、必要に応じて法人番号の利用を検討してまいります。</p>

※寄せられた意見のうち、本意見募集とは関係ない部分は含んでおりません。